

産業廃棄物処分業許可申請書

平成29年 2 月 / 日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿



申請者

住 所 千葉縣市原市岩崎二丁目21番地18

氏 名 株式会社 メイナン

代表取締役 吉田 玲子 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0436-22-2090

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 破碎による中間処理に係るもの              (ア) 廃プラスチック類(イ) 木くず(ウ) 紙くず              （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</li> <li>2. 切断による中間処理に係るもの              (ア) 廃プラスチック類(イ) 金属くず              （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</li> <li>3. 剥離による中間処理に係るもの              (ア) 廃プラスチック類(イ) 金属くず              （これらのうち石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</li> <li>4. 熔融・固化による中間処理に係るもの              廃プラスチック類              （石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</li> <li>5. 裁断施設による中間処理に係るもの              ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず              （石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く）</li> </ol>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 千葉縣市原市能満2053-28              電話番号 0436-74-3033              事業場 千葉縣市原市能満字中原太郎2080-76              電話番号 同上</p>
<p>事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）</p>	<p>別記1のとおり</p>
<p>保管を行う場合には、保管を行うすべての場所の所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、処分等のための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別記2のとおり</p>
<p>事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要</p>	<p>別記3のとおり</p>
<p>※事務処理欄</p>	